

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※ 事業者 点数	営業所 点数
一般貨物	令和6年7月1日	福野運送株式会社(法人番号5230001008527) 代表者江上勝	富山県南砺市野新221-2	本社営業所	富山県南砺市野新221-2	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和4年10月27日、監査実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)運行記録計による記録違反(安全規則第9条)	1	1
一般貨物	令和6年7月3日	株式会社群馬グリーン配送(法人番号3070001023767) 代表者佐藤今朝司	群馬県吾妻郡嬭恋村大字田代1018番地66	長野営業所	長野県上田市殿城字上西野3530-1	輸送施設の使用停止(40日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和6年1月17日、監査実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反(安全規則第3条第4項)、(3)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(安全規則第3条第4項)、(4)点呼の実施違反(安全規則第7条第1項、第2項)、(5)点呼の記録違反一部記録なし(安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録違反記載不備(安全規則第7条第5項)、(7)業務の記録違反(安全規則第8条)、(8)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(9)運転者等台帳の記載不備(安全規則第9条の5第1項)、(10)運転者に対する指導監督に係る記録の記載不備(安全規則第10条第1項)	4	4

一般貨物	令和6年7月11日	株式会社ウェーブライン (法人番号 5120001174850) 代表者 久保常夫	大阪府大阪市住之 江区新北島5丁目1 番17号日高マンショ ン403号室	安曇野営業所	長野県安曇野市豊 科南穂高551番地3	輸送施設の使用停止 (70日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業法 (以下「法」)第9条第1項、 法第17条第1項及び同条 第4項、法第18条第3項	令和4年6月16日、監査実施。13件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(4)整備管理者の変更の未届出(安全規則第3条の2)、(5)点呼の記録違反一部記録なし(安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録違反記載不備(安全規則第7条第5項)、(7)乗務等の記録違反記載不備(安全規則第8条)、(8)乗務等の記録違反一部保存なし(安全規則第8条)、(9)運行記録計による記録違反(安全規則第9条)、(10)運転者台帳の全て作成なし(安全規則第9条の5第1項)、(11)運転者に対する指導監督義務違反一部不適切(安全規則第10条第1項)、(12)運転者に対する指導監督に係る記録の一部記録なし(安全規則第10条第1項)、(13)運行管理者の選任(解任)の未届出(安全規則第19条)	7	7
一般貨物	令和6年7月23日	株式会社ナガタ運輸(法人 番号8100001013768)代 表者長田学	長野県松本市大字 和田6532番地5	本社営業所	長野県松本市大字 和田6532番地5	輸送施設の使用停止 (20日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業法 第17条第1項及び同条第 4項	令和5年9月5日、監査実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)点呼の記録違反一部記録なし(安全規則第7条第5項)、(3)点呼の記録違反記載不備(安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録違反(安全規則第8条)、(5)運転者等台帳の作成なし(安全規則第9条の5第1項)、(6)運転者に対する指導監督義務違反大部分不適切(安全規則第10条第1項)、(7)運転者に対する指導監督に係る記録の記載不備(安全規則第10条第1項)	2	2

一般貨物	令和6年7月23日	株式会社ナガタ運輸(法人番号8100001013768) 代表者長田学	長野県松本市大字和田6532番地5	塩尻営業所	長野県塩尻市大字広丘堅石250番地4	輸送施設の使用停止(10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和5年9月6日、監査実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)定期点検整備等の未実施(安全規則第3条の3)、(3)点呼の実施違反(安全規則第7条第1項)、(4)点呼の記録違反一部記録なし(安全規則第7条第5項)、(5)点呼の記録違反記載不備(安全規則第7条第5項)、(6)業務の記録違反記載不備(安全規則第8条)、(7)業務の記録違反一部保存なし(安全規則第8条)、(8)運行記録計による記録違反(安全規則第9条)、(9)運転者に対する指導監督義務違反一部不適切(安全規則第10条第1項)、(10)運転者に対する指導監督に係る記録の記載不備(安全規則第10条第1項)	1	1
一般貨物	令和6年7月25日	メイコー運輸株式会社(法人番号5100001015354) 代表者柳澤仁子	長野県安曇野市豊科南穂高1085番地2	本社営業所	長野県安曇野市豊科南穂高1085番地2	輸送施設の使用停止(50日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項及び同条第4項、法第60条第1項	令和6年1月16日、監査実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反(安全規則第3条第4項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の5)、(4)点呼の実施違反(安全規則第7条第1項～第3項)、(5)点呼の記録違反一部記録なし(安全規則第7条第5項)、(6)点呼の記録違反記載不備(安全規則第7条第5項)、(7)業務の記録違反(安全規則第8条)、(8)運転者等台帳の記載不備(安全規則第9条の5第1項)、(9)報告義務違反(法第60条第1項)	5	5

一般貨物	令和6年7月26日	株式会社柳澤陸運(法人番号3100001033201) 代表者柳澤純也	長野県長野市篠ノ井石川1566番地1	本社営業所	長野県長野市篠ノ井塩崎6912-2のぎく5号室	輸送施設の使用停止(180日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和5年3月27日、監査実施。18件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)1箇月の拘束時間及び休日労働の限度に関する違反(安全規則第3条第4項)、(3)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(4)定期点検整備等の未実施(安全規則第3条の2)、(5)点検整備記録簿の保存なし(安全規則第3条の2)、(6)整備管理者の研修受講義務違反(安全規則第3条の4)、(7)点呼の実施違反(安全規則第7条第1項～第3項)、(8)点呼の記録違反一部記録なし(安全規則第7条第5項)、(9)点呼の記録違反記載不備(安全規則第7条第5項)、(10)乗務等の記録違反(安全規則第8条)、(11)運行記録計による記録違反(安全規則第9条)、(12)運行指示書の作成義務違反(安全規則第9条の3第1項)、(13)運転者台帳の作成なし(安全規則第9条の5第1項)、(14)運転者台帳の記載不備(安全規則第9条の5第1項)、(15)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(16)特定の運転者に対する運転適性診断受診義務違反(安全規則第10条第2項)、(17)運行管理者に対する指導監督義務違反(安全規則第22条)、(18)運行管理者の講習受講義務違反(安全規則第23条第1項)	18	18
一般貨物	令和6年7月31日	有限会社大三ロジテック(法人番号6100002034889) 代表者有賀荘一郎	長野県上伊那郡箕輪町中箕輪6597番地	本社営業所	長野県上伊那郡箕輪町中箕輪6597番地	輸送施設の使用停止(90日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法第17条第1項及び同条第4項	令和4年12月15日、監査実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の記録違反(安全規則第7条第5項)、(4)運転者に対する指導監督義務違反(安全規則第10条第1項)、(5)運転者に対する指導監督に係る記録の全て記録なし(安全規則第10条第1項)	9	9

※事業者点数は、行政処分等の年月日時時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。